

受動喫煙防止は、マナーからルールへ。



7月の健康増進法一部改正により、多くの人が利用する全ての施設は**原則屋内禁煙**となります。



多くの施設で
屋内が原則禁煙に

20歳未満は
喫煙エリア
立入禁止に

喫煙室以外の
屋内喫煙不可

喫煙室の
標識掲示を
義務付け

第二種施設

令和2年4月1日から「原則屋内禁煙」に

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置が可能

オフィス・事業所 など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

飲食店

※資本金又は出資の総額、客席面積により
経過措置があります

第一種施設

今年7月から「敷地内禁煙」に

※必要な措置がとられた喫煙場所の設置が可能

病院・学校 など

学校・児童福祉施設、病院・診療所、
行政機関の庁舎等

喫煙目的施設

屋内での喫煙が可能

公衆喫煙所、喫煙を主たる目的とするバーや
スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店



7月1日に健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。この改正では、望まない受動喫煙を防止するため、多くの人が利用する施設での喫煙が禁止されたほか、施設等の管理者がとるべき措置などが定められました。全面施行は令和2年4月1日からです。望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

問 市保健相談センター Tel.0994-41-2110



- 肺がん ※1.3倍
 - 虚血性心疾患 ※1.2倍
 - 脳卒中 ※1.3倍
 - 乳幼児突然死症候群 (SIDS) ※4.7倍
- ※倍率は受動喫煙を受けていない人と病気になるリスクを比較したものです。

(出典：「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」国立がん研究センターがん情報サービス)

たばこと健康



- がん(肺がん・咽頭がん・食道がん・肝臓がん・胃がんなど)、脳卒中、虚血性心疾患、慢性閉塞性肺疾患 (COPD)、歯周病 など
- 「可能性あり」と判定された病気
大腸がん、乳がん、認知症、気管支ぜん息、関節リュウマチ など

(出典：厚生労働省検討会報告書 喫煙と健康 喫煙と健康に関する検討会議 喫煙と健康 2016)



▲「たばこの煙のないお店」登録店(県ホームページ)

県が推進する「たばこの煙のないお店」に指定されている「日本料理 千成本店」。1階と2階のフロアに喫煙室が設置され、各テーブルには喫煙室を案内する札が置かれている。

みんなに快適な店舗に

北田町の「日本料理 千成本店」では、4年前に店舗を改装した際、店舗内の各フロアに喫煙室を設置し、店舗内での分煙を実施しました。その理由や効果について、代表の有馬伸一さんに話を聞きました。

「改装前は、各テーブルに灰皿が置いてありました。たばこの煙が立ち込めると退店されるお客様もいました。接客する従業員にも、受動喫煙により目のどが痛むなどの健康被害が出ていたことも、分煙を決めた理由です。今では、たばこを吸わない方に喜ばれているだけでなく、喫煙者の方にも、喫煙室をご案内することで納得していただいています。」

来年4月には飲食店を含む第二種施設が「原則屋内禁煙」となることから、対象となる事業所や店舗では、施設内での受動喫煙を防ぐための措置が必要です。たばこを吸わない人も吸う人も、気持ちよく過ごせる空間づくりに、皆さんもご協力ください。